

# 令和6年度 第75回 定時総会 議案書

日時：令和7年6月5日（木）

場所：センタラグランドホテル

## 第75回定時総会

### 議案審議題目

- ① 1号議案 令和6年度事業報告案 P1～P7
  - ② 2号議案 令和6年度収支決算報告案 P7～P9  
(6年度予算・実算) 監査報告 P9
  - ③ 3号議案 令和6年度事業計画案 P10～P11
  - ④ 4号議案 令和7年度収支予算案 P7～P9
- ◇ (7年度予算案)

以上

**なんさん通り商店会**

## 第 75 回定時総会資料

### 1. 令和 6 年から令和 7 年への経済動向

2024（令和 6）年度は、前半は一昨年迄の世界的なインフレ傾向の鎮静化により貿易の持ち直し等により底堅い成長軌道を維持しつつありましたが、昨年 11 月のトランプ政権誕生によりその先行きは全く混沌として来ております。特に 2025（令和 7）年の 3 月以降米国のトランプ政権の打ち出す『追加関税』政策により世界の株価は毎日大変動をくりかえしています。また当初 2024（令和 6）年度、はインフレ鎮静化に伴う、世界的な利下げトレンドの中で、穏やかな成長トレンドが続くと予想されていましたが、トランプ氏による追加関税政策や移民規制の強化、減税政策等はインフレを再び加速させる危険性を多いに含んでいます。日本の為替もこの間、一気に 150 円後半から 140 円前半まで円高に振れるなど、米国による対日関税次第ではさらに円高が進行し、対米関税 UP と円高の 2 重苦による輸出不振と価格下落を招き前年から続く好景気循環が崩されてしまうこととなります。日本は世界に遅れてインフレ局面に入ったことや、未だに低金利政策が続けられていることから、この先の世界の景気動向、特に米国の景気動向に大きく左右されることが考えられます。『一寸先は闇』状況に陥らない様、この情勢の荒波を政府や日銀の関係者は、正確で柔軟なそしてスピードを持った『カジトリ』が今一番求められる所でもあります。

一昨年からずーとプラスを続けて来ていた大手百貨店の『インバウンド需要』も直近の令和 7 年 3 月度は、3 年振りにマイナスとなる等少し陰りの中に入ったようです。しかし、インバウンドの増減指数は国際便や国際旅客数を見る限りまだまだ増え続けると予想されており、2030 年には 8,000 万のインバウンドが来日するという見方もある様です。

いずれにしろ我々のような小売業や飲食業は『地の利』と『人の利』が一番大きなポイントになります。『地の利』においては、大阪の玄関口ミナミ＝なんばに位置しています。我々商店会は 17 年前より『なんば広場』の整備を進め、なんさん通り全体の整備に着手しています。

『広場となんさん南北通り』の整備によりなんさん南北通りの価値は確実に 10%以上 UP とみられています。この街に関わる皆様はこの価値上昇を実感していただいていると思いますが、さらになんさん東西通りの整備を南北通り同様に進めることによりさらになんさん通り全体の価値は上がることとなります。この上昇した『地の利』はこの街の繁栄に繋げなくてはなりません。今後はこの『地の利』を生かし『人の利』をもってこの街の未来を気づいてゆきたく思います。今一步『なんさん東西通り』の整備推進となんさん南北通りの一層の磨き、輝きを推進してゆかねばなりません。それには会員の皆様の『この街をさらに発展させるぞ！・この街をさらに磨き上げるぞ！』という意志を頂戴したいと思います。これが、『人の利』に繋がります。皆様の商売の強固な基礎を築いていく年になります。互いに頑張りたく思います！

### 2. 令和 6 年度なんさん通り商店会の活動

当商店会は、商店街の活性化をはかる方策の一つとして『なんば駅前広場』の構築による新たな街づくりの推進が 17 年前の 2008 年に決議されました。そして周辺町会や周辺商店会、近隣的主要企業や町会等 26 団体と連携し、「なんば安全安心にぎわいのまちづくり協議会」を設立し 2011 年より積極的に活動を展開してまいりました。2017 年 3 月に「なんば駅前周辺道路空間の再編に関わる基本計画」が、学識経験者・大阪市・大阪府・大商と協議会の官民共通の計画として承認さ

れました。そしてその後、その実現に向けて協議会より委嘱を受けた『なんば広場マネージメント法人設立準備委員会』（南海電鉄(株)・(株)高島屋・戎橋筋商店街振興組合・なんさん通り商店会・(株)マルイ(敬称略)の計5者にて構成)を中心にして行政を始め様々な関係方面と調整協議を重ねてまいりました。しかしその後の社会情勢(特に高齢ドライバーによる歩道乗り上げ死亡事故の多発や新型コロナウイルス感染症による世界的なパンデミック)により計画を大きく変更せざるを得ず目標よりは3年強の遅れとなりましたが、2023年(一昨年)の11月には**広場部分の仮(第1次)オープンにこぎつけました**。その後は将来に渡ってこの広場が**維持管理運営**できるか?ということを実験的に実証する為に、利活用の在り方や環境維持の在り方、そして維持管理の為の収支が永続的にキチンと取れるか?等々を社会実験として実施してまいりました。そして本年の3月22日になんさん南北通りを含めた『なんば広場』が完成し、グランドオープンを迎えることができました。

また一昨年の11月末日の広場仮オープンとほぼ同時期には、なんさん南北通りの『建築協定』が発効いたしました。南北通りの店舗の皆様には少々お手間をおかけいたしますが、**街路の景観を守り、賑わいを維持する為の重要な取り決めです**。これにより事務所ビル、アパート(マンション)駐車場等によりにぎわいが寸断されることなくかつ、風俗営業等による街の治安悪化を招くことなくより安全で安心な街路が作られ、『なんば広場』に続く道路として大阪の玄関口にふさわしい街路として、世界に誇れる街路が出来ることとなります。

また先日なんさん通信にて、**難波千日前・日本橋まちづくり協議会**の広報でもお知らせいたしました。先月(3月28日)の臨時総会で**東西通りの一方通行の形状について大阪市と大阪府警の間で進められている道路形状案**の説明がありました。今後は大阪市へ事業化に向けた協議を加速させてゆきます。本年度中に概要設計を行って頂きながら残されている課題を詰めてゆき来年度は詳細設計を行って頂き、2027年度から3年間の工程で工事を開始していただければ・・・という目標でこの事業を推進してまいる計画です。

**■会員数の状況(令和7年4月1日現在)** 会員店舗 93店舗社 (令和6年度退会2店舗社・新規加入7店舗社)

#### **令6年度新会員**

- リンゴ飴のお店モリクマ ○H&M planning (ビストロ ajito/スタンド ajito) ○(株)ISSEI(焼肉ここから)
- (株)美倭(なんば伊八) ○(株)壽屋 ○(株)NSKPE ホスピタリティ(&Hear 大阪なんば)
- リバー産業(株) (敬称略)

#### **令和5年度退会会員**

- 伊東豊業(株) リトルベアーティーショップ ●近江商事(株) 福永ビル (敬称略)

#### **名称変更会員**

- △西秀家具➡ (株)NK エステート (敬称略)

以上

## **第1号議案 令和6年度事業報告**

### **1 総会**

- △ 令和5年度第74回定時総会 於 ホテルロイヤルクラシック 令和5年6月4日  
出席会員 29 会員 議決権行使会員 24 会員 委任状提出会員 21 会員 (参加会員数 74 会員/総会員数 89 会員中)

## 議案

1・2号議案 令和5年度事業報告案並びに収支報告案・監査報告案

……原案通り可決承認

3号議案 令和6年～7年度役員及び会長承認の件

先立って行われました役員選挙にて選出されました9名の役員候補全員が承認されその後、役員による互選の結果 木村次郎氏の会長再任となりました。

役員 (株)高島屋大阪店総務担当 藤原 弘道氏・難波土地(株) 代表取締役 木村次郎氏・南海電気鉄道(株) グレーターなんば創造部課長 入江 浩介氏・マルタンビル 代表取締役 丹野 修二氏・大和店飾(株) 代表取締役 中西 與志昭氏・ユキヤ 代表取締役 佐々木 太郎氏・(有)大秀 商店 代表取締役 木本 昌太朗氏・けむりや&フラワー 代表 渋川 光宏氏・(株)川西厨房 代表取締役 川西 剛友氏

※・南海電気鉄道(株) グレーターなんば創造部課長 入江 浩介氏は令和7年4月の人事異動で後任の駒田 尚紀氏に交代されました。(法人役員)

4号・5号議案 令和6年度事業計画案並びに令和6年度収支予算案

……原案通り可決承認

以上

## 2 役員会

### ① 令和6年4月26日 第1回役員会

於 商店会事務所

- 1) 関連団体報告(広場マネジメント法人幹事会・安全安心にぎわいのまちづくり協議会 総会・浪速区商連(大阪市商連)常任理事会・ミナミまち育てネットワークまちづくり委員会)
- 2) 令和5年度総会の日程と場所の確認
- 3) 令和5年度第75回定時総会提出の議案(案)の審議
- 4) 東西通り歩道補修の件

### ② 令和6年5月24日 第2回役員会

於 商店会事務所

- 1) 関連団体報告(広場マネジメント法人準備委員会・幹事会・浪速区商連常任理事会(大阪市商連常任理事会)開催報告・ミナミまち育てネットワークまちづくり委員会)
- 2) 南北通りの北側車道インターロッキング舗装➡半たわみ性舗装への変更について
- 3) 日本橋連合町会盆踊り大会への寄付について

### ③ 令和6年6月28日 第3回役員会

於 商店会事務所

- 1) 関連団体報告(広場マネジメント法人幹事会・浪速区商連(大阪市商連)常任理事会、総会報告・中央区商連常任理事会・総会報告・ミナミまち育てネットワークまちづくり委員会報告)
- 2) 河原連合町会盆踊り大会への寄付について

### ④ 令和6年7月26日 第4回役員会

於 商店会事務所

- 1) 関連団体報告(広場マネジメント法人幹事会・浪速区商連(大阪市商連)常任理事会、報告・ミナミまち育てネットワークまちづくり委員会)
- 2) 令和6年度あきないグランプリ推薦店舗について(中央区マスザキヤ・スタンドアジト 浪速区 りんご飴の店モリクマ・米とデミグラス(敬称略))

⑤ 令和6年9月27日 第5回役員会

- 1) 関連団体報告（広場マネジメント法人幹事会・ミナミまち育てネットワークまちづくり委員会報告）
- 2) ミナミ広域自転車ワーキング報告 10/5 放置自転車追放キャンペーンの実施
- 3) 中央浪速消防署による合同防災訓練の実施について➡10月31日に実施

⑥ 令和6年10月28日 第6回役員会

- 1) 関連団体報告（広場マネジメント法人幹事会・浪速区商店会連盟・ミナミまち育てネットワークまちづくり委員会）
- 2) 南北通り街路灯・トランス位置について

⑦ 令和6年11月22日 第7回役員会 於 商店会事務所

- 1) 関連団体報告（なんば安全安心にぎわいのまちづくり協議会臨時総会・広場マネジメント法人幹事会・浪速区商連（大阪市商店会総連盟）常任理事会報告・ミナミまち育てネットワークまちづくり委員会）
- 2) 役員忘年会及び各地域・関連団体新年互礼会の出席分担
- 2) 南北通り街路灯・トランス位置について（街路灯位置についての協議3回目）

⑧ 令和7年1月24日 第8回役員会 於 商店会事務所

- 1) 関連団体報告（広場マネジメント法人幹事会・浪速区商連（大阪市商連）常任理事会・中央商連常任理事会・ミナミまち育てネットワークまちづくり委員会）
- 2) 南北通り南側のアスファルト舗装➡半たわみ性舗装への変更案について
- 3) 広場グランドオープン記念事業（なんさん南北通り完成記念）セール企画の提案  
記念品（なんさん通りユニフォーム制作）について検討

⑨ 令和7年2月28日 第9回役員会 於 商店会事務所

- 1) 関連団体報告（広場マネジメント法人幹事会・浪速区商連（大阪市商連）常任理事会・ミナミまち育てネットワークまちづくり委員会）
- 2) 大阪市商連のあきないグランプリに浪速区より『りんご飴のお店もりくま』さんが優秀店舗にノミネート報告
- 3) グランドオープン記念セールとしてなんなん商店会とのコラボにてデジタルスタンプラリーの実施・記念品としてなんさんユニフォームの制作決定

⑩ 令和7年3月28日 第10回役員会 於 商店会事務所

- 1) 関連団体報告（法人設立準備委員会・広場マネジメント法人幹事会・浪速区商連（大阪市商連）常任理事会・ミナミまち育てネットワークまちづくり委員会）
- 2) 定時総会日程と場所  
6/5（木）に第75回定時総会を今回は浪速区側ホテル（センタラグランド）にて行なうことに決定

### 3 美化・清掃活動

#### ・かたづけ隊活動

原則として毎月第1火曜日の定期活動を実施。昨年は新型コロナウイルス感染症の影響と雨天の影響をうけて《5月『ゆめまち合流にて実施』、11月『ゆめまち合流にて実施』7月・3月雨天中止》（11月は『ゆめまちロード』に合流実施。）で7回実施。毎回同日午前10時より清掃活動を実施一回当たり平均10～12人の方が参加。大阪市建設局、中央区役所、大阪市環境局、

浪速警察署も参加し、清掃活動以外にもはみ出し陳列・はみ出し看板の是正指導も実施。総勢では約 30～40 人の参加

#### ・サイクル・サポーター活動(不法駐輪対策)『ミナミ広域放置自転車ワーキング』

各月共、南海難波駅周辺となんさん通り（南北・東西含）に於いて、月に 1 回～ 2 回（14 時～と 18 時～）基本的には当商店会の役員および会員のボランティアにて実施。一昨年にミナミまち育てネットのまちづくり委員会が中心となり建設局（企画部・放置自転車対策室・市岡工営所）・中央区役所・御堂筋沿線協議会・広場マネージメント会社設立準備委員会（マルイ・戎橋筋商店街・なんさん通り商店会）がミナミ広域での放置自転車対策に乗り出し毎月『放置自転車対策ワーキング』を開催し放置自転車の場所ごとの台数やその動向を把握し、『リアル撤去』をミナミ限定で開始されました。続いて『集中撤去』等が行われることや、キャッチアップされやすい大型のエフ（放置自転車禁止）を作り添付すること等が実行されました。これにより広場からなんさん通りにかけてはかなりの放置自転車の減少がみられました。がしかしその分は東西の街路に入り込む等して放置自転車の総数的にはあまり変わらない状況であります。そこで、昨年 10 月にはなんば広場で放置自転車啓発活動を行なう等して、多くの方にミナミへの来場には公共交通機関の利用をよびかけミナミへの来街の自転車使用を 40%減らす呼びかけを行いました。これに呼応して大阪市建設局ではこの 4 月ようやく日曜祭日や夜間の自転車撤去に乗りだしてもらっております。今後『なんば広場』とそれに続くなんさん南北通りでの自転車走行を禁止し、『おしチャリ化』の運動を進めより安全で安心な街路づくりに向かってゆくつもりです。

### 4 近隣商店会・行政との協働活動

#### (1) 美化・清掃・防犯活動

①ゆめまちロード OSAKA なんば…4 月 23 日（戎橋筋商店街振興組合主催）10 月 1 日に（なんさん通り商店会主催）にて実施。

なんば地区の環境美化改善のため、これまで単独で行っていた取り組み（かたづけ隊）を隣接商店街や企業と協働で行い、効果を最大限に発揮しようとする清掃活動です。不法看板、放置自転車、ポイ捨て防止活動も加えて実施しています。参加団体は行政も含み 18 団体です。参加者については毎回 120 名を超える方々に参加いただいております。（役員・会員多数参加）

#### ② ミナミクリーンアッププロジェクト【ミナミべっぴんプロジェクト】…

一昨年は新型コロナ感染影響を為中止となりました。過去既に 9 回実施され『ミナミを美しく、安心して歩ける街にしよう』を目的に集まったミナミの商店会等の諸団体、ミナミで働く人がいる企業の事業所、大阪市や大阪府の行政機関、さらにはミナミを愛する企業約 60 社や総勢 500 名以上の皆様がミナミまち育てネットの呼びかけで、昨年は 4 月 20 日と 11 月 15 日の午前 10 時より一斉に清掃活動、不法放置自転車への啓発活動、たばこのポイ捨てへの啓発活動等に取り組んでいます。

#### ③ 安心してっせミナミ・すきやねんミナミクリーンアップ PR 合同キャンペーン

中央区商店会・ミナミ地区自治会・なんば周辺の企業等 85 団体が集まり大会宣言を採択後 4 コースに別れパレードをくりひろげ、通行人にミナミの安全安心とクリーンを訴えていく運動に参加しています。通常 4 月と 10 月に実施されますが昨年は 11 月 21 日に行なわれました。

#### (2) 街づくり活動

#### ④ 《なんば安全安心にぎわいのまちづくり協議会（なんば周辺の町会・商店会・企業その他計26団体）による『なんば駅周辺道路空間再編事業』

昨年の12月に『なんば広場』が大阪市より『ほこ道』（歩行者利便性増進道路）区域に指定され、本年の3月末には『なんば広場』の運営の為の指定管理者を入札募集する要項が出されました。5月末日に締め切られ9月中旬には10年間の管理者が指名される予定となっております。現在は『なんば広場マネジメント法人設立準備委員会』【南海電鉄（株）・（株）高島屋・戎橋筋商店街振興組合・なんさん通り商店会・㈱丸井（敬称略）の5団体】がなんととしても落札し今後10年間の指定管理団体となるよう申請を行ないました。9月には指定管理者が決定しますが、これ以降にこの広場マネジメント法人の設立を行なう予定で、落札後はこの話を早急に詰めていきたいと思っております。法人がどのような形式になるのか？そして出資金はどのくらいになるのか？それが当商店会にメリットを及ぼすのか？等々を十分に検証して運営法人への参加を決めてゆきたいと思っております。もちろん参加のおりには総会を開催して皆様の十分なお意見をお伺いいたします。

#### ⑤ ミナミまち育てネットワーク

当商店会はまちづくり委員会に所属し毎月1回ミナミのまちづくりの為の研究や協議に参加。関空（株）やJR西日本（株）、近畿日本鉄道（株）等々も参加されておりミナミを取り巻くいろいろな情報をいただいております。昨年は『放置自転車問題』・『まちなかプレイス』・『万博関連ワークショップ』等々でなんさん通り商店会にとっても重要な課題と一緒に取り組んでいただいております。なんさん通り商店会にとっては幅広い情報の窓口と商店会活動にとって大きな連携をいただいております。

#### ⑥ 千日前交番連絡協議会

『裏なんば』と呼ばれるなんさん通りと、東道具屋筋・千日前商店街に囲まれた狭い範囲でなんさん通りの極近隣で、大阪市道の道路上での路上営業や大きくはみだした看板や従業員の自転車が路上を占拠している状態にあります。火災や災害発生時、あるいは救急事発生時の消防車や救急車の通行が全くできない状況となっております。そこでこの協議会での意見集約を行いなんとか極端な路上営業やはみだし看板等々を排除していこうと、ミナミまち育てネット街づくり委員会にも協力を求め、多人数での啓発デモを行っております・しかしほとんどのお店は全く無視をされておりました。そこで南警察署の協力を求め注意喚起を行って頂きましたが、その時だけは応じて我々が通りすぎるとまた元通りという『イタチごっこ』の有様です。今後は法律により取締権限を持つ大阪市建設局の工営所の方にも協力を求めさらに民間ももっと多くの方を集め圧力を大きくしていかなければ彼らは『痛み』を感じません。ほっておけば『割れガラス理論』どおりどんどん周りに広がってゆき、既に東道具屋筋にも同様の道路上での営業を行なう店が増えてきています。ほっておくと、このまちがとんでもない街になるのが目に見えています。そうすると、現在お店を営業されている方あるいは地権者の皆様方に大きな負の影響を及ぼします。ぜひ皆様もこの運動に参加を頂き、悪い目は早いうちに摘んでしまわなければならないと思っております。2か月に一度30分の啓発運動です。特に土地・建物をお持ちの会員様はぜひご参加お願いいたします。

#### (3) その他近隣商店会・団体等へのイベント協力・共同の取り組み

令和6年10月15日 浪速区民祭り開催への協力 )

令和6年11月3日～令和7年2月18日「大阪光マッセ」イルミネーションへの協賛  
 令和7年3月28日～令和7年4月6日 『なんば広場グランドオープン記念・なんなんタウン  
 ンリニューアルオープン記念』地上と地下でデジタルスタンプラリー

#### 5、両区常任理事会・総会その他互礼会

大阪市商店会総連盟 総会・常任理事会（浪速区商店会連盟として参加）会長・事務局  
 中央区商店会連合会 総会・常任理事会（4回出席） 会長・副会長  
 浪速区商店会連盟 総会・常任理事会（8回出席） 会長・事務局

#### 2号議案 令和6年度決算（案）

#### 4号議案令和7年度予算（案）

	収入の部	6年度予算案	6年度実算	7年度予算案	
現金・預金	前年度繰越金(定期預金)	20,000,000	20,000,000	20,000,000	
	前年度繰越金(普通預金)	17,816,481	19,622,419	17,412,288	
	前年度繰越金(現金)	33,256	21,869	50,000	
	預け金(保証金)	136,080	0	0	
	①現金預金合計	37,985,817	39,644,288	37,462,288	
会費	a.次年度会費前受金	1,587,000	1,461,000	1,461,000	
	b.会費	5,900,000	6,018,000	6,300,000	
	c.前年度未収会費回収分	27,000		0	
	②当年度会費計(a+b+c)	7,514,000	7,605,000	7,761,000	
	③本年度・繰越未収会費	0		0	
その他収入	受取利息	1,000	11,305	5,000	
	臨時会費	50,000	52,000	30,000	
	寄付金	100,000	70,000	60,000	
	助成金	500,000	500,000	500,000	
	広告収入	1,200,000	1,200,000	1,600,000	
	雑収入	10,000	22,868	5,000	
	浪速区商連業務受託	420,000	420,000	420,000	
	④その他収入計	2,281,000	2,276,173	2,620,000	
調整	⑤駅前協議会立替金戻し	0	0	0	
	⑥共同販促立替金戻し	0		0	
	当年度純収入計 (②+④)	9,795,000	9,881,173	10,381,000	

当期収入合計 (①+②-a+④+⑤+⑥)	46,193,817	46,279,990	48,564,288	
支出の部	6年度予算	6年度実算		7年度予算
<b>総会費</b>	<b>600,000</b>	<b>627,000</b>		<b>650,000</b>
ロイヤルクラシックホテル会場費・ 宴会日)	600,000	627,000	センタラグラン ドホテル	650,000
<b>事業費</b>	<b>4,850,000</b>	<b>2,621,138</b>		<b>5,760,000</b>
設備補修(タイル・街路灯)	200,000	0	タイル補修残 金	100,000
会員新年互礼会・役員懇親会	100,000	85,520		100,000
会議費(貸室・お茶)	20,000	15,000		20,000
ホームページ管理料(プロバイダー含む)	300,000	260,980		300,000
街路灯電灯代	150,000	183,938		220,000
保険代	30,000	27,000		30,000
広場完成記念品(ユニフォーム)	0	0		1,400,000
なんば安全安心にぎわいのまち づくり協議会会費	550,000	550,000	広場分担金	550,000
特別事業	2,500,000	600,000	東西通りコンサ ル費	1,900,000
販売促進事業費(MAP 更新他)	1,000,000	898,700	デジタルスタン プラリー	1,140,000
<b>事務局費</b>	<b>4,100,000</b>	<b>3,907,974</b>		<b>3,845,000</b>
事務所家賃・共益費	1,100,000	1,001,568		1,050,000
通信費	200,000	203,951		195,000
人件費	2,500,000	2,416,900		2,305,000
事務用品費	300,000	285,555		295,000
<b>会費</b>	<b>345,000</b>	<b>350,280</b>		<b>375,000</b>

中央区商連合会会費	160,000	154,800	180,000
浪速区商店連盟会費	140,000	150,480	150,000
ミナミまち育てネットワーク会費	30,000	30,000	30,000
大阪商工会議所会費	15,000	15,000	15,000
<b>交際費</b>	<b>396,000</b>	<b>451,000</b>	<b>442,000</b>
市商連・両区商連互礼会・総会	110,000	134,000	126,000
他団体互礼会・総会懇親会	40,000	35,000	40,000
地元関連寄付	30,000	125,000	60,000
協賛金	156,000	141,000	156,000
景品・贈答	60,000	16,000	開店祝花 60,000
<b>慶弔費</b>	<b>30,000</b>	<b>0</b>	<b>30,000</b>
<b>雑費</b>	<b>30,000</b>	<b>3,230</b>	<b>0</b>
<b>予備費(敷引)</b>		<b>136,080</b>	
<b>支出合計</b>	<b>10,351,000</b>	<b>8,096,702</b>	<b>11,102,000</b>
<b>次期繰越金</b>	<b>35,679,737</b>	<b>39,644,288</b>	<b>37,462,288</b>
定期預金	20,000,000	20,000,000	20,000,000
普通預金	15,629,737	19,622,419	17,412,288
現金	50,000	21,869	50,000

## 会 計 監 査 報 告

- ① 令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）についての帳簿類の監査は、令和7年4月28日に請求書、領収書、預金通帳による出入金の確認及び小口現金出納帳の記載と領収書の確認を行いました。その結果、上記期間の収入ならびに出金が適正に処理されていることを確認いたしました。
- ② 令和7年3月31日現在における現金21,869円を確認いたしました。

以 上

令和7年4月29日

会計監査 西口 政樹

同 駒田 尚紀

# 残 高 証 明 書

令和 7 年 4 月 1 日作成

なんさん通り商店会 様

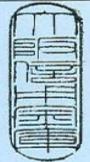
令和 7 年 3 月末現在における貴殿（社）ご名義の  
下記勘定残高につき相違ないことを証明いたします。

(008-0101844)

1 頁

合計金額 科 目	金 額	備 考	
	¥39,622,419*		
普通預金	19,622,419	(他券	0)
定期預金	20,000,000	(他券	0)
全ての取引の残高を証明するものです。(住金支援機構・債務保証を除く)			以下余白

大 阪 信 用 金 庫  
難 波 支 店  
大阪市中央区難波2-2-3  
御堂筋グランドビル1階1-2号



0007130 001/001 42AB1A1KB0005316#

## 第 4 号議案 令和 7 年度事業計画 (案)

- ①引き続きなんさん通り商店街に直接的に大きな影響を及ぼすことが考えられる『なんば広場』の管理運営を行う為の法人設立準備委員会（なんば広場マネジメント法人設立準備委員会）に、積極的に参画・参加をしております。また本年度から来年度にかけて行なわれる**社会実験**を通して、なんば広場の利活用や環境維持を見極め将来にわたる収支構造の検証を行い、広場の永続的な発展に向けて基礎を固めてゆき、なんさん通りへの人々の回遊性をより推進してまいります。  
(尚、法人の設立は、本年（令和7年10月）もしくは来年（令和8年10月）の間の設立をめざしています。出資金が提示されましたらその時点で臨時総会を開き皆様の承認を頂いた後に正式に法人設立に参加してまいりたいと考えております。)
- ②将来のなんさん通り商店街の方向性を議論し、しっかりと見据えて、永続的な発展やにぎわいを維持し、国際都市大阪の玄関口街路にふさわしい評価を得る為に、『東西通りの無電柱化と一方通行による歩道の拡幅を推進し安全で安心な街路と街づくりを推進してまいります。一昨年の年度末に周辺町会・商店会そして東西通りの会員様ならびに地権者様等の皆様の大筋での合意を得ることができました。昨年はそれを持って大阪市に申入れを行い、大阪市は大阪府警察との協議を開始して頂きました。そしてその報告が本年の3月の臨時総会にて行なわれました。今後は大阪市による事業化を本格的に進めて頂くよう大阪市との協議を加速させてまいります。
- ③ 本年はさらになんば～日本橋筋間の1～3年後の『なんば広場』からなんさん東西通りへのハード整備と共にソフト面での取り組みを強化してゆきます。その方策として商店会組織の充実を図る為、なんさん通り商店会運営についての議論を始めてまいります。
- ④ ミナミ全体あるいは近隣で行うイベント等で地域全体として効果の上がる下記のような取り組

みについては引き続き協賛参画してまいります。

- |     |             |             |
|-----|-------------|-------------|
| (ア) | ストリートフェスタ   | 日本橋筋商店街振興組合 |
| (イ) | 宝恵籠行列       | 浪速区商店会連盟    |
| (ウ) | 大阪光の饗宴 光マッセ | 御堂筋イルミネーション |

- ⑦ 引き続き『かたづけ隊』『サイクルサポーター活動』等当商店会が実施している活動に加え、『ミナミクリーンアップ合同キャンペーン』『ゆめまちロード OSAKA なんば』『日本橋安全まちづくり委員会』『千日前交番連絡協議会』等、なんば地区、ミナミ地区、あるいは日本橋地区と一体となった活動を強化し、お客様からも店舗からも安全で安心なショッピングを楽しめる、なおかつ清潔で美しい街づくりを目指してゆきます。

## 第5号議案 令和7年度収支予算案について

○資料についてはP 7収入の部、P 8、P 9の支出の部に予算案として記載しております。

以上

なんさん通り商店会会則

第1条 (名称)

『なんさん通り商店会』と称し、設置場所を大阪府中央区難波千日前 5-19 河原センタービル2Fとする。

第2条 (目的)

本会は会員相互の親睦を図り 将来を見据えた街作り (防犯・防災・交通・美化等の環境改善) を推進すると共に、商店会の活性化を図ることを目的とする。

第3条 (事業)

本会は、第2条の目的を達成する為に次の活動、事業を行なうものとする。

- (イ) 会員相互の親睦を図る為の企画、実施
- (ロ) 商店街の環境改善に資する計画の研究、企画、実施
- (ハ) 商店会の資産の美化補修、リニューアル等の企画、実施
- (ニ) 活性化計画に関する近隣商店会や関係者間の協議、調整
- (ホ) その他活性化推進に必要な計画、実施

第4条 (会員)

本会の会員は「正会員」「特別会員」「賛助会員」とする。

正会員 中央区浪速区両区の難波より日本橋3丁目に至る道路 (以下本通りと言う) に面する地区に、店舗を営む事業主とする。地区とはなんさん通りに面した街区とする。

特別会員 本通りに面する地区で土地建物を正会員又は第三者に貸与しているもの。

賛助会員 本会の事業に賛同し協力する正会員・特別会員以外のもの。

第5条 (会員資格)

正会員・特別会員の入会については正会員・特別会員2名以上の推薦を以って、会長・副会長会で審議を行い、承認を得て入会することができる。

賛助会員の入会については正会員・特別会員1名以上の推薦を以って、会長・副会長会で審議を行い、承認を得て入会をすることができる。

但し正会員、特別会員は第4条に帰する条件から離脱せざるを得なくなった時は正会員・特別会員の資格が消滅するが本人の意思により賛助会員として会員資格を継続できるものとする。また下記第9条の会員規定条項に反する行為があった時は役員会にて審議を行い、退会勧告案を総会に提出し総会の過半数を持って退会決議を行ない会員資格を剥奪するものとする。

第6条 (会費)

(第1項) 会員は、以下に定めた会費を納入する義務を負う。

会費は毎年4月に当年度会費一年分を一括して先払いするものとする。

年度途中の入会については、年度末(翌年3月)迄の会費を月割にて一括して支払うこととする。

尚、会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

正会員・特別会員の会費については下記表の通り定めるものとする。

正会員

種別	本通りに面する長さ・営業ビル・営業延床の大きさ	月額会費
A	本通りに面する長さが20m未満	¥10,000 以内
B	本通りに面する長さが20m以上・もしくは店舗、事務所の営業面積の延床が1,000㎡以上3,000㎡未満	¥15,000
C	店舗、事務所の営業面積の延床が3,000㎡以上10,000㎡未満	¥30,000
D	店舗、事務所の営業面積の延床が10,000㎡以上30,000㎡未満	¥50,000
E	店舗、事務所の営業面積の延床(30,000㎡以上)	¥100,000 以上

特別会員

	所有する土地・ビルの延床面積	月額会費
F	土地面積が 1,000 m <sup>2</sup> 未満又はビルの延床面積が 5,000 m <sup>2</sup> 未満	¥5,000
G	土地面積が 1,000 m <sup>2</sup> 以上又はビルの延床面積が 5,000 m <sup>2</sup> 以上	¥10,000

※ A 会員の会費については会員の間口の長さや経営の規模等に応じ会長・副会長会で決定する。

(第2項) 会員が既に納入した会費およびその他拠出金については原則返還しないものとする。

(第3項) 特定の事業、調査等、会の運営に必要な経費は役員会の承認を以って別途徴収することができる。

また、当会の運営上または特定の事業に必要な経費を一時負担金、または寄付金、行政等よりの補助金でまかなうことができる。

(第4項) 上記第6条1項の会費は役員会で審議の後、総会での議決を以って変更することができる。

(第5項) 賛助会員の会費は、役員会において決議する。

第7条 (会議及び役員構成と任務)

本会は「総会」・「役員会」・「会長・副会長会議」を置く

(第1項) 「総会」は正会員、特別会員で構成し、その議決権は一会員あたり一票とし、年一回定時総会を毎年5月に開催する。但し、必要に応じ役員会の要請により会長が臨時総会を召集することができる。

総会は2分の1以上の出席者(委任状を含む)を持って成立し、議決は出席者(委任状を含む)の過半数により決定するものとする。また、賛否同数の場合は議長の決するところとする。

(第2項) 本会での役員は以下の役員を置くものとする。尚、役員の任期は2ヵ年とし留任を妨げない。

会長	1名	会計	1名
副会長	4名以内	会計監査	2名
役員	9名以内	計	15名以内とする。

(第3項) 「役員会」は第2項の役員にて構成するものとし、役員1/2の出席を以って成立とし、会務の執行等については、役員過半数を以って役員会の議決とする。

但し、当7条6項の特別委員会を置いた時は、その副委員長が役員会に出席し役員としての議決権を有するものとする。

(第4項) 「会長・副会長」は会長・副会長の出席を以って構成するものとし、日常の会務の執行のうち商店会の経費支出が20万円未満の商店会事業、活性化プラン、慶弔支出、及び第8条で定める役員の選任を行なう。

(第5項) 「会長」は本会を代表し、会務を統括すると共に両区・大阪市等の商店会連合会等の会議等に出席し、当商店会事業に取り込む必要があるものは適宜「会長・副会長会」または「役員会」を召集開催し商店会として取り組みを実施してゆく。また役員会、特別委員会等で上がった会員の要望・意見等も活発に審議し商店会の取り組みとして実施してゆく。

「副会長」は会長を補佐し、会長が業務都合、事故ある時、の不在時はその職務を代行する。

「会計」は会計事務を掌握し、金銭出納については会長又は副会長の承認を得る。また毎月残高について適宜会長に報告する。

「会計監査」は会計の監査を司る。

また、商店会会務等の分担については「会長」の指示により各役員または各会員がこれに当たらなければならない。

(第6項) 会長は商店会事業を推進するにあたり会長補佐の為の特別委員会を設けることができる。但し、特別委員会の長は会長が務め、副委員長・委員は役員会にて選任と任命を行なう。また特別委員会の企画・立案・調査・研究等は必ず役員会の承認をもって実施されるものとする。

## 第8条 (役員を選出)

- (第1項)「会長」の選出は、役員会において推薦された者を総会の承認を得て決定されるものとする。  
役員任期は、同一役務については原則2年とし再任を妨げない。
- (第2項) 役員選出は、正会員・特別会員の投票によって選出し、総会の承認を得て決定されるものとする。また別途、会長、副会長の合議の上、役員を指名することが出来る。  
投票方法及び役職者の選出については細則によって規定する。  
また役員会では、上記の投票により選出された者が下記の要件を満たしているかを総会前に確認の上、候補者として総会に付議するものとする。  
(イ) 反社会勢力との関わりがない者であること  
(ロ) 会員資格2年以上であること  
(ハ) 第9条の会員の遵守事項が守られていること  
上記役員任期は原則2年とするが再任を妨げない。役職については副会長については会長が任命し、その他の役員については会長・副会長会により選任する。
- (第3項) 相談役については会長経験者とし、会長職退任後に本人の意思を以て相談役に就任するものとし原則2年の任期とする。但し相談役としての役員議決権はなく定席は任意とする。顧問については役員会にて推薦され総会にて承認を得られた人を会長が任命するものとする。顧問についても役員議決権はなく定席は3席以内とし任期は原則2年とするが、再任を妨げない。
- (第4項) 役員任期途中での退任については、会長退任時は次回定時総会迄、8条第1項により選出し会長代行として会長職を遂行する。  
副会長・執行役員についてはそれぞれ半数以内であれば次回定時総会迄、欠員とする。  
会計退任時は副会長の中から兼務者を役員会で決定し、会計監査については執行役員の中から兼務者を役員会で決定し次回定時総会迄の間、それぞれの役務を行うものとする。
- (第5項) 役員は正会員・特別会員の資格を喪失した場合は、役員資格も喪失するものとする。

## 第9条 (会員の遵守事項)

- (第1項) 商店会の各活動に積極的に参加・協力する事。  
(第2項) 公序良俗に反する営業活動は一切おこなわず、コンプライアンス(法令遵守)の精神にて営業活動を行う事。  
(第3項) 正当な事由がなく会費を一年以上滞納しない事。  
(第4項) その他商店会会員の正当な営業活動を阻害するような行為や営業活動を行わない事。

## 第10条 (事務局)

- (第1項) 本会の目的を円滑に推進するために、事務局を設置する。  
(第2項) 事務局には、事務局長及び必要に応じ職員を置く。  
(第3項) 事務局長及び職員は会長が任免する。

## 第11条 (附則)

- (第1項) 本会則に定めのない事項については、会長・副会長会または役員会で審議検討し条項の改正が必要な時は総会にはかり決定する。そうでない附則事項とされる場合は役員会で審議決定し総会で報告する。
- (第2項) 当会の会員、その配偶者、両親に対し下記の通り慶弔見舞金を贈る。また叙勲の場合は受勲本人に対し、下記の通り祝金を贈るものとする。  
尚、法人についてはその代表者を会員本人とみなす。  
(イ) 弔慰金 会員本人、会員の配偶者・家族、会員の両親……10,000円  
※弔慰金を贈る際には適宜、弔電を加える  
(ロ) 災害見舞金 会員本人の店舗が半壊、半焼以上の場合 ……10,000円  
(ハ) 入院見舞金 会員音韻が1か月以上入院加療の場合 ……10,000円  
(ニ) 叙勲祝金 会員が叙勲を受けた場合 ……30,000円  
尚、その他に必要と認められる場合は会長・副会長会において協議決定する。

平成27年5月12日  
臨時総会にて改正

## 役員選出について<細則>

### 1. 投票の方法

- 投票は正会員の一覧表の中から9名以内で○をつけて選び投票する。
- 投票用紙は無記名とするが投票用紙及び返信用封筒には番号を記載し管理する。
  - ・二重に投票することのないように
  - ・まだ投票していない方がわかるように
  - ・投票した内容のプライバシーを守る。
- 投票は封書による郵送・持参とする。

### 2. 選出の方法

- 多く○をつけられた順番に選出する。
- 旧役員により総会前の役員会において選出された役員が会則第8条第2項の要件を満たしているかを確認する。
- 辞退者が出た場合は順位9位以下のものに順次打診していく。
- 投票獲得数が同数により、9名を超える場合は11名まで選出するものとする。
- 11名を超える場合は、選出された者による互選とし11名を選出する。
- 役員選出数が5名未満となった場合は辞退者を除き再投票とします。
- 投票集計及び推薦者への打診は現役員が行う。

### 3. 会長の選出

- 選出された役員により役員会を開催し、会長を推薦し決定する。
- 会長、副会長、役員、会計、会計監査については選出された役員以外の会員からも推薦し指名することが出来る。
- 会長は4名以内で副会長を指名できる。ただし2名以上は選出された役員の中から選出するものとする。
- 会計1名 会計監査2名については、会長副会長の合議により選任する。選出された役員以外の指名が可能である。
- 会長副会長で合議の上、必要に応じて別途役員を2名まで指名することが出来る。
- 以上選出された役員は総計で9名～15名の範囲とする。

### 4. 役員会の開催

- 役員会の構成は会長・副会長・役員・会計・会計監査とし、これらの役職を行うものが役員会を構成する。